

居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者（※）による保育を行う事業

（※）家庭的保育者：必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの

→ 子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）において、新たに認可事業として位置付け、公的給付の対象化。

対象者（利用児童）

原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの

- ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合
- ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合
- ④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合
- ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合

認可基準等

【職員配置】

1 : 1

（保育者1人につき乳幼児1人）

【職員の資格】

必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者（家庭的保育者）

【面積基準】

特になし

【保育の提供】

- ・ 原則、1日8時間
- ・ 保育所保育指針に準じた保育の提供

【連携施設】

障害児を保育する場合に、専門的な支援を受けられる施設の確保が必要。